

# 優秀牛選奨規程

制定	昭37.	4.	1			
改正	昭40.	4.	1	昭46.	4.	1
	昭48.	4.	1	昭51.	4.	1
	昭60.	4.	1	平 3.	2.	1
	平 6.	4.	1	平14.	4.	1
	平15.	12.	1	平18.	7.	10
	平 29.	4.	1			

## (目的)

第1条 本会は優秀なホルスタイン種登録牛の増殖を図るため、この規程により選奨する。

## (選奨の種類)

第2条 この規程で行う優秀牛の選奨は、次のものとする。

- (1) 生涯検定牛 符号：L P
- (2) 審査優秀牛 符号：E

## (選奨の条件)

第3条 ホルスタイン種牛登録規程による登録雌牛で、検定成績証明又は審査成績証明を受けたもののうち、次のいずれかの条件を備えたものを生涯検定牛又は審査優秀牛として奨励する。

### (1) 生涯検定牛

- ア. 金賞 総乳量が 60,000kg 以上で、総乳脂肪量が 2,040kg 以上及び総乳蛋白質量が 1,800kg 以上あるもの
- イ. 銀賞 総乳量が 50,000kg 以上で、総乳脂肪量が 1,700kg 以上及び総乳蛋白質量が 1,500kg 以上あるもの
- ウ. 銅賞 総乳量が 30,000kg 以上で、総乳脂肪量が 1,020kg 以上及び総乳蛋白質量が 900kg 以上あるもの

### (2) 審査優秀牛

- ア. 審査得点 90 点以上（以下、「エクセレント」といい、「E X」と表記する。）に初めて評価された雌牛が、分娩更新して審査を受け、再度、E Xに評価されたときは、審査得点に「2 E」を添えて表記する。
- イ. 前号アの雌牛が、さらに分娩を更新して審査を受け、E Xに評価されたときは、「E」を加算して表記する。
- ウ. E Xに評価された雌牛が、同じ分娩産次で再度、E Xに評価されたときは、「E」を加算して表記しない。
- エ. この号でいう分娩とは、正常分娩を指している。

## (附 則)

1. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程の施行前に証明を受けた成績の取扱いについて、前条の(1)は従前の例によるものとし、(2)はこの規程の施行後に「E」が加算された時点で選奨する。